

議案第32号

幕別町消防団条例の一部を改正する条例

幕別町消防団条例（平成 27 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「には、別表第 1 に定める報酬を支給する。ただし、勤務成績が特に不良であると団長が認めたときは支給を制限することができる」を「の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする」に改め、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 団員には、別表第 1 に定める年額報酬を支給する。ただし、勤務成績が特に不良であると団長が認めたときは支給を制限することができる。

3 団員には、団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合において別表第 2 に定める出動報酬を支給する。この場合において、1 日のうちに、区分を異にする活動に従事した場合は、それぞれの出動報酬を支給する。

第 14 条第 1 項中「別表第 2 に定める出動費用弁償」を「費用弁償として幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和 31 年条例第 15 号。以下「旅費条例」という。）に規定する行政職給料表適用職員相当職の車賃の額」に改め、同条第 2 項中「幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和 31 年条例第 15 号。以下「旅費条例」という。）を「旅費条例」に、「行政職給料表の適用職員相当職の」を「行政職給料表適用職員相当職とみなし」に改める。

別表第 1 の見出しを「年額報酬」に改め、同表中「64,000 円」を「69,000 円」に、「32,000 円」を「36,500 円」に改める。

別表第 2 中「第 14 条」を「第 13 条」に、「出動等費用弁償」を「出動報酬」に、「水火災等非常災害出動費用弁償」を「水火災等非常災害」に、「5,500 円」を「8,000 円」に、「4 時間とし、4 時間を超えるごとに同額を支給する」を「7 時間 45 分とし、その時間を超えるごとに同額を加算する」に、「警戒出動費用弁償」を「警戒」に、「4,200 円」を「4,400 円」に、「訓練出動費用弁償」を「演習・訓練等」に、「一般サービス出動費用弁償」を「一般サービス」に、「2,100 円」を「2,200 円」に、「機関員費用弁償」を「機関員等」に、「3,000 円」を「3,100 円」に、「暖房管理出動費用弁償」

を「暖房管理」に、「30,000円」を「31,000円」に改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。